

フレッツ光の割引提供に関する契約書

IP 通信網契約者（以下「契約者」といいます。）と N T T 東日本株式会社（以下「当社」といいます。）とは、当社が契約者に提供する電気通信サービスに関連して、以下のとおり合意したものとし、フレッツ光の割引提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。なお、本書で使用する用語の定義は、本書で別段の定めがない限り、本書第 1 条に定める「契約約款」で使用する用語の定義に従います。

（提供条件等）

第 1 条 当社は、当社が別に定める「IP 通信網サービス契約約款（平成 1 2 年 東企管第 0 0 - 5 1 号（以下「契約約款」といいます。）」及び本書に定める条件に従い、契約約款及び本書に定める電気通信サービスを契約者に提供します。

（構成）

第 2 条 契約約款は、本契約の一部を構成するものとし、本書に定める事項以外については、契約約款の定めが適用されるものとします。

- 2 本書に規定する条件と契約約款の定めが相違又は矛盾する場合は、本書の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社は契約者に対し、契約約款に定めるメニュー 5（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

（守秘義務）

第 3 条 契約者及び当社は、本契約に関連して相手方から秘密である旨が明示され開示される相手方の営業上・技術上の秘密（以下「機密情報」といいます。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約履行の目的以外に使用してはならないものとします。なお、本契約書が存在すること、並びに本契約書で定める金額、条件及び請求書（請求書に記載される請求金額を含みます）の内容は、秘密である旨の明示の有無にかかわらず、機密情報とします。

- 2 機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の定めにかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとします。
 - （1）第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - （2）情報の開示前に相手方が既に保有していた情報
 - （3）相手方から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - （4）公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの
 - （5）法令に基づき開示が要求される情報（但し、開示する際は、事前に当社への通知を要します）
- 3 当社は、第 1 項の定めにかかわらず、本契約に関連又は関係して電気通信サービスその他の役務を提供する第三者に対して機密情報を開示できるものとします。

（権利義務の譲渡等）

第 4 条 契約者は、当社の書面による事前承諾なしに、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させることはできないものとします。

（変更）

第 5 条 本契約に定める内容は、本契約で特に定める場合を除き、両当事者による書面での合意によってのみ変更することができるものとします。契約者又は当社いずれか一方の当事者から本契約の変更の申込みがあった場合、相手方当事者は合理的な考慮を払うものとします。

- 2 当社は前項の規定に拘わらず、契約約款 第 2 条（約款の変更）の規定に従い契約約款を変更できるものとします。前項の規定は、契約約款に定める変更に関する規定の適用を妨げるものではありません。

（契約期間）

第 6 条 本契約の有効期間は、契約者から割引適用の申し出があり、当社がその適用を承諾した日から、本書次条第 2

項各号に定める割引期間の終了までの期間とします。ただし、次条第2項(3)第3文及び(4)に定める工事費の割引のみ適用される場合については、当該工事実施日までの期間とします。

(対象回線および料金)

第7条 契約者が本条第5項に規定する URL から割引適用の申出を行い、当社がその適用を承諾した場合、本契約の割引の対象(以下、割引の対象となる契約を「割引対象契約」といいます。)となることとします。

- 2 割引対象契約については、契約約款の定めにかかわらず、月額利用料・工事費を以下のとおりとし、ただし、割引対象期間には、契約約款に定める IP 通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。また、割引対象契約を適用したメニュー5に係る IP 通信網契約の解除があった日から起算して1年未満に割引適用の申出を行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)第2項各号に定める割引を適用しません。

(1) 品目変更に係る割引

ア. 割引の内容	品目変更に係る割引契約約款メニュー5-1又は5-2の区分における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のものへの品目等の変更(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和9年3月31日までにその変更の工事を行ったときは、割引対象契約に係る利用料金について、800円(税込価格880円)を減額して適用します。 割引額は利用日数に応じて日割りした額を適用し、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
イ. 割引適用の条件	以下すべての条件を満たした場合、本号の割引が適用されます。 ・契約者が本条第5項に記載する URL からお申込みをし、かつ、当社が当該申込を承諾する。 ・契約者回線の移転の工事を伴わないものに限る。 ・過去においてこの月額利用料・工事費の割引の適用を受けていないものに限る。 ・対象回線について、令和9年3月31日までに当社がその提供を開始する。
ウ. 割引期間	当社がその割引の適用を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ただし、割引の適用開始日が料金月の初日に該当する場合は、料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。

(2) 移転に係る割引

ア. 割引の内容	メニュー5の契約者回線の移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和9年3月31日までにその変更の工事を行ったときは、割引対象契約に係る利用料金について、メニュー5-1については1,500円(税込価格1,650円)、メニュー5-2については700円(税込価格770円)を減額して適用します。 割引額は利用日数に応じて日割りした額を適用し、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。 また、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、契約約款における料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 ただし、契約約款における料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は契約者が負担します。
イ. 割引適用の条件	以下すべての条件を満たした場合、本号の割引が適用されます。 ・契約者が本条第5項に記載する URL からお申込みをし、かつ、当社が当該申込

	<p>を承諾する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去においてこの工事費の割引の適用を受けていないものに限る。 ・月額利用料の割引対象回線について、令和9年3月31日までに当社がその提供を開始する。 ・工事費の割引対象回線について、令和9年3月31日までに当社がその提供を開始する。
ウ. 割引期間	当社がその割引の適用を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。ただし、割引の適用開始日が料金月の初日に該当する場合は、料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

(3) 端末設備の変更に係る割引

ア. 割引の内容	契約者から当社が別に定める端末設備の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合、端末設備の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）および機器工事費について、それぞれ0円を適用します。
イ. 割引適用の条件	<p>以下すべての条件を満たした場合、本号の割引が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が本条第5項に記載する URL からお申込みをし、かつ、当社が当該申込を承諾する ・過去においてこの月額利用料・工事費の割引の適用を受けていないものに限る。 ・対象回線について、令和9年3月31日までにその変更の工事を行ったとき

- 第1項の定めにかかわらず、当社が契約約款にて別に定める割引の適用を受けた回線については、割引の対象外とすることがあります。
- 第2項各号に定める割引については、契約者は、第1号から第2号のいずれか1種の割引を申し出ることとし、同時に複数の割引の適用は行うことができないこととします。
- 第1項で定める当社が指定する URL は以下の通りとします。
 - <https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/>
 - <https://info.bizdrive.ntt-east.co.jp/pf3996app>
 - <https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/kojin.html>
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/kojin.html#kojin_moving
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/kojin.html#kojin_pricing
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/kojin.html#kojin_comfortably
 - <https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/biz.html>
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/biz.html#biz_moving
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/biz.html#biz_pricing
 - https://flets.com/support/flets-hikari/cancel/campaign/biz.html#biz_comfortably

(当社が行う本契約の解除)

第8条 当社は、契約者が本契約の各条項に違反した場合、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- 前項の定めにかかわらず、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告をすることなく、即時に本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - 支払不能の状態に陥ったとき又は支払を停止したとき
 - 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の各申立てがあったとき、その他、信用、資力の著しい低下があったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 自らを債務者とする仮差押、仮処分若しくは差押の命令があったとき、競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 株式交換、株式移転又は自ら若しくはその親会社の新株発行その他の方法により、支配権が実質的に変更されたとき（親会社又は支配株主に異動が生じた場合を含むがこれに限らない。）

(7) 当社に対する詐術その他背信的行為があったとき又は当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき

- 3 契約者及び当社は、前2項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(準拠法)

第9条 本契約は日本において施行されている法律等に準拠または基づいて解釈されるものとします。

(存続条項)

第10条 本契約第3条（守秘義務）、第4条（権利義務の譲渡等）、第9条（準拠法）、本条及び第12条（協議）について、本契約終了後においても有効に存続するものとします。

(反社会勢力の排除)

第11条 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）

であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

- 2 契約者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

- 3 契約者及び当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、両当事者間で誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとします。

- 2 本契約もしくはその条項に関連して発生する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。